

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）議事録

■日時 平成31年2月22日（金）午前10時00分～午前11時06分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、奥委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、谷川委員、寺島委員、平林委員、森川委員、義江委員

■議事内容

審議

「（仮称）西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議

⇒ 騒音・振動、日影及び風環境について審議を行い、騒音・振動及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第6回）

速 記 録

平成31年2月22日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 23

(午前 10 時 00 分開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そしてお寒い中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 11 名のうち、10 名の委員の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

本日、傍聴の申し出がございますので、よろしく願いいたします。

○町田部会長 はい、承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴人の方、おはようございます。傍聴案件が終了いたしましたら、退席されても結構でございます。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議、その他となっております。

それでは早速ですが、「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音・振動について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 はい、それでは、お手元にご覧いただけます黄色い評価書案、119 ページをお開きください。

119 ページ、騒音・振動です。

現況調査、調査事項です。騒音・振動や土地利用、発生源の状況など 6 項目について調査を行っております。

次に、調査方法です。既存資料調査です。

それでは、120 ページをご覧ください。

調査地点はこの図にありますとおり、No. 1 から No. 7 の 7 地点となっております。

それでは、122 ページをお開きください。

こちら騒音・振動及び交通量の現地の調査地点となっております。■が環境騒音・振動調査地点、●印が道路交通騒音・振動及び地盤卓越振動数調査地点です。棒状のバーとなっているのは自動車交通量調査断面、あと青い矢印が工事用車両の主な走行経路(入庫)です。赤い矢印が工事用車両の主な走行経路(出庫)となっております。

それでは、123 ページをご覧ください。

その他、土地利用あるいは発生源、自動車交通量調査についてはご覧のとおりとなっております。

124 ページをご覧ください。

⑤の地盤及び地形の状況でございますが、ご覧のとりの調査となっております。

125 ページをご覧ください。

調査結果でございます。まず、騒音の状況、既存資料調査でございます。計画地周辺における平成 26 年度～平成 28 年度の道路交通騒音の調査結果は、下の表に示すとおりとなっております。調査結果を見ますと、No. 1 と No. 7 の昼間及び夜間、No. 2 と No. 3 の夜間において環境基準を達していなかったが、その他の地点及び時間帯では環境基準を達成しておりました。

126 ページをお開きください。

次に、現地調査の環境騒音です。計画地内における環境騒音の現況調査結果は、下の表 7.2-6 に示すとおりとなっております。昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は 51 dB、環境基準と比較すると環境基準を達成しておりました。

次に、下の b 道路交通騒音です。工事用車両の主な走行経路沿道における騒音の現地調査結果は、下の表 7.2-7 に示すとおりです。昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は 67dB～75 dB、環境基準と比較すると No. 1 と No. 10 において環境基準を達成していなかったが、その他の地点では環境基準を達成しておりました。

それでは、127 ページをお開きください。

次に、振動の状況です。まず、既存資料調査です。計画地周辺における平成 28 年度の道路交通振動の調査結果、下の表の 7.2-8 に示すとおりです。道路交通振動レベル (L_{10}) については、昼間は 42dB～49 dB、夜間は 41dB～46 dB ございました。騒音、振動規制法に基づく要請限度と比較すると、全ての地点及び時間帯で要請限度を満たしておりました。

それでは、128 ページをお開きください。

次に、現地調査の環境振動です。計画地内における環境振動の現地調査、下の表の 7.2-9

に示すとおりです。振動レベル (L_{10}) については、昼間は 39 dB、夜間は 36 dBでありまして、環境確保条例に基づく振動の規制基準と比較すると、規制基準を満たしておりました。

下の道路交通振動です。工事用車両の主な走行経路沿道における振動の現地調査結果は、下の表 7.2-10 に示すとおりでございます。道路交通振動レベル (L_{10}) については、昼間は 46dB~55 dB、夜間が 40dB~54 dBでございます。環境確保条例に基づく振動の規制基準と比較すると、全ての地点及び時間帯で規制基準を満たしていたということでございます。

129 ページをお開きください。

一番下の自動車交通量等の状況です。既存資料調査です。63 ページにまたお戻りください。

大気汚染と同じですけれども、既存資料調査ですが、計画地周辺の自動車交通量の調査結果ですが、下の表の 7.1-17 のとおりです。平成 27 年度の 12 時間自動車交通量 (平日) は、高速道路 (No.1~No.5) で 4 万 1,777 台~6 万 8,765 台、一般道路 (No.6~No.11) で 8,015 台~3 万 2,218 台でございます。平成 22 年度から平成 27 年度における自動車交通量の推移を見ると、調査地点 8 地点のうち、No.7、No.9 は増加が見られるが、他の 6 地点はおおむね横ばい、または減少傾向となっております。

それでは、130 ページをお開きください。

次に、現地調査でございます。自動車交通量 (平日) の現地調査結果は、下の表の 7.2-11 に示すとおりです。各調査地点の 16 時間交通量は、1 万 3,158 台~5 万 1,123 台でございます。大型車混入率は、9.1%~13.4%となっております。

それでは、137 ページをお開きください。

これらを踏まえまして、予測でございます。予測事項につきましては、工事の施行中、建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う騒音や振動についてでございます。

予測の対象時点です。まず、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動につきましては、学校等の施設や住居が存在する計画地北側、東側、南側で解体工事が実施される時期を対象とし、解体工事が周辺住居近くで行われる工事着工後 3 か月目、及び解体工事、及び新築工事のピーク時期に当たる工事着工後 29 か月目としてございます。予測時間帯は建設機械の稼働時間帯 (7 時~19 時) を対象としております。

次に、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動につきましては、大型車の走行台数が最大となる時点とし、工事着工後 38 か月目としております。予測時間帯ですが、工事用車両の走行時間帯 (6 時~20 時) を含む時間帯とし、騒音は環境基準の時間区分である昼間、振動は環境確保条例に基づく振動の規制基準の時間区分である昼間及び夜間を対象としており

ます。

下の、予測地域及び予測地点でございます。騒音の予測高さは地上 1.2m、振動の予測高さは地表面としてございます。次に、建設機械につきましては、計画地敷地境界から約 200m の範囲とし、予測地点は敷地境界としております。

それでは、138 ページをご覧ください。

138 ページ、工事用車両の走行なんですけれども、工事用車両の主な走行経路を対象としておりまして、この図の 7.2-3 に示す地点の道路端としております。

それでは、140 ページをお開きください。

予測条件となります。建設機械の種類及び音響パワーレベル等につきましては、下の 2 つの表に示すとおりとなっております。

それでは、141 ページをお開きください。建設機械の位置でございますが、引き続き 142 ページと 143 ページをご覧ください。

予測対象時点における建設機械の位置につきましては、この 2 つの図のとおりでございます。各建設機械の音源位置、G.L+1.0m（一部解体する建物上での稼働が想定される建設機械は G.L+2.0m）と設定しております。次に、回折減衰における補正でございます。図にありますとおり、工事の施行中には敷地境界付近に仮囲い（万能鋼板、高さ 3m）、解体対象となる建築物の周囲に仮囲い（防音パネル、高さ 3m）を設置する計画でございます。予測においては、これらの仮囲いを回折条件として考慮してございます。回折減衰による補正につきましては、仮囲いの透過損失 20 dB を考慮して、補正量を算出してございます。

それでは、145 ページをお開きください。

次に、建設機械の種類及び振動レベル等につきましては、下の表 2 つに示すとおりでございます。建設機械の位置につきましては、騒音と同じです。

それでは、148 ページをお開きください。

148 ページ、工事中の交通量でございます。工事中交通量の算出に当たりましては、将来一般交通量に工事用車両台数を加えて算出してございます。将来一般交通量は、工事用車両の主な走行経路である周辺道路における道路交通センサスによる自動車交通量がおおむね横ばい、または減少傾向であることから、現地の交通量の現地調査結果を用いております。工事用車両台数は工事着工後 38 か月目がピーク時となることから、このピーク日の台数を設定してございます。

149 ページをお開きください。

c. 走行速度でございます。予測地点における走行速度の現地調査結果は、下の表 7.2-24 に示すとおりでございます。道路交通騒音の予測におきましては、一般的に走行速度が大きいが騒音レベルが高くなることから、予測計算における走行速度は、下の表に示す各予測地点の規制速度を設定してございます。

152 ページをお開きください。

予測結果でございます。こちらにつきましては、評価とあわせて御説明をいたします。

159 ページをお開きください。

環境保全のための措置でございます。まず、工事の施行中、予測に反映した環境保全措置でございます。建設機械は低騒音型・低振動型の建設機械を使用する。あるいは、工事区域の周辺には、仮囲いを設置して騒音の低減に努める。また、既存建築物の解体時には、解体対象となる建築物の周囲に仮囲い（防音パネル、高さ 3m）を設置して騒音の低減に努めるとしております。

次に、予測に反映しなかった環境保全措置でございますが、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。あるいは、建設機械のアイドリングストップを作業員に周知徹底する。建設機械は整備、点検を徹底するなどとしてございます。

それでは、160 ページをお開きください。

これらを踏まえまして、評価でございます。まず、評価方法です。評価の指標は、環境確保条例及び環境基本法に基づく基準などとしてございます。

次に、評価結果でございます。

それでは、153 ページへお戻りください。

まず、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございます。評価の指標は、指定建設作業騒音の勧告基準、80 dBとしてございます。まず、予測の対象時期ですが、工事着工後 3 か月目となっております。最大値の出現地点が敷地境界の東側に出ております。建設機械からの騒音レベル (L_{A5}) ですが、こちらが 69 dB となっております。

それでは、154 ページをお開きください。

今度は、予測の対象時期が工事の着工後 29 か月目となっております。最大値の出現地点が敷地境界の北側に 69dB と出ております。153 ページ、154 ページ、それぞれ評価の指標である勧告基準 80 dB を下回ってございます。

それでは、155 ページをご覧ください。

今度は、建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございますが、こちらのほうは環境確保条

例に基づく指定建設作業振動の勧告基準としてございます。

155 ページを引き続きご覧いただきまして、予測の対象時期は工事の着工後 3 か月目でありまして、最大値の出現地点は敷地境界の東側となっております、振動レベル (L_{10}) は 64 dB となっております。

次に、156 ページをご覧ください。

今度は、工事の着工後 29 か月目でございます、こちらにつきましては、最大値の出現地点、敷地境界の北側に出ておりまして、 L_{10} が 63 dB となっております。工事の着工後 3 か月目、29 か月目、それぞれ評価の指標である勧告基準 70 dB を下回っているということでございます。

それでは、また 161 ページにお進みください。

次に、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音でございます。評価結果につきましては、下の表の 7.2-31 に示すとおりでございます。評価の指標は環境基本法に基づく環境基準、昼間の 70 dB としてございます。工事の施行中の道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) ですが、67dB~75 dB、工事用車両の走行に伴う増加レベルは 0dB~1 dB であり、No. 1 及び No. 10 以外の地点において評価の指標である 70 dB を下回っているという状況です。No. 1 及び No. 10 では、工事の施行中の道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) が評価の指標を上回るが、現況交通量による道路交通騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは 0dB~1 dB 未満となっております。

それでは、162 ページをお開きください。

今度、工事用車両の走行に伴う道路交通振動でございます。評価結果につきましては、隣の 163 ページの表の 7.2-32 に示すとおりです。評価の指標は環境確保条例に基づく振動の規制基準（昼間 60 dB または 65 dB、夜間 55 または 60 dB）としてございます。工事の施行中の道路交通騒音レベル (L_{10}) ですが、昼間が 47dB~55 dB、夜間が 40dB~54 dB でありまして、全ての地点において評価の指標である、昼間 60dB または 65 dB、夜間 55dB または 60 dB を下回っております。工事用車両の走行に伴う振動の増加レベルは、昼間で 0dB~2 dB、夜間で 0dB~1 dB となっております。

評価書案の説明は以上でございます。

それでは、資料の 2 ページのほうにお進みください。

資料の 2 ページ、都民の主な意見でございます。

熱源施設からの二酸化窒素の評価はあるが、騒音・振動の評価がない。エンジン、コンプ

レッサーの騒音・振動、燃焼音が発生すると思われる。空調換気設備も同様であるという御意見でございます。

次に、関係区長の意見でございます。

新宿区長からは、工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたいというものです。

次に、渋谷区長でございます。解体工事及び建設工事に当たっては、騒音・振動等の軽減対策を確実に講じてください。また、工事用車両の走行については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、騒音、振動等周辺住民への影響を低減してください。また、山手通り、甲州街道、水道道路、方南通りを含む周辺道路上で待機しないよう工事業者に徹底してくださいというものでございました。

これらを踏まえまして、項目担当の町田委員に項目検討をお願いしたところ、意見ありとさせていただきます。

3ページをご覧ください。

意見でございます。

まず1つ目、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の最大値は評価の指標とした基準値を下回るとしているが、最大値出現付近には小学校などの配慮すべき施設が存在していることから、環境保全のための措置を徹底することとしております。

2つ目です。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音の増加レベルは0dB～1dB未満としているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、環境保全のための措置を徹底することとしております。

双方とも指摘の趣旨を答申案に入れる、意見の取り扱いについての事務局案でございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございました。

騒音・振動につきましては、私が担当いたしましたので、若干補足をさせていただきます。

意見につきましては、今、事務局から読み上げていただいたとおりでございます。

この騒音・振動の項目別検討の際に、工事用車両の出入り口について若干説明がございまして、この南棟側の車両出入り口ですが、南北道路が完成した後は、工事車両出入り口を現在の評価書案にある出入り口から南北道路に移設するという、そういう予定があることを伺ったわけでございます。この南棟完成後の工事用車両の出入り口の変更になる件については、

評価書案には記載がないわけでございますけれども、このようなことでございますので、ぜひ周辺住民に周知をするとともに評価書に記載をいただければと思います。

もう1点ですが、評価の結論について、予測値が評価の指標を満足するかどうかの判断のみの記載でございまして、予測の数値を述べるだけでなく、その結果を踏まえた事業者としての考え方を追記をしていただければと思います。この件につきましては、先だつての部会で大気の御担当の森川委員からも御指摘があった点かと思ひます。

この2点補足させていただきますが、何か事務局ございますか。

○真田アセスメント担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。2点につきましては、事業者のほうに確実に伝えていきまして、調整をしてみたいと考えてございます。

ありがとうございます。

○町田部会長 よろしくどうぞお願いします。

それでは、委員の皆様方から御質問等がございましたらお願いをいたします。

谷川委員、お願いします。

○谷川委員 意見のほうにも記入されてるんですけど、小学校等があるということで、この建物の高さを考えますと、この予測値というものは1.5mの予測をされたものが記載されているのか、それ以外にも高さ方向についても若干、授業だとか、あるいは都営のアパート等がありますので、そういう苦情等を事前に把握するためにも、少し高さ方向についても御検討いただければありがたいなというふうに思ひます。

それと同時に、遮音のパネルの対策として、仮囲いをつくられると、一応遮音で20dBの効果を低減させるというふうにおっしゃってますけど、これは天井、屋内全部屋根つきなのか、いわゆる囲いだけですと上に抜けるものがありますので、やはり音の問題というのを少し期間が長いですし小学校等もありますので、その辺の配慮を十分に意見のとおりにはやっていたらいいというふうに思ひます。

○町田部会長 貴重な御意見ありがとうございます。

何か事務局ございますか。

○真田アセスメント担当課長 解体工事につきましては防音パネルを設置するんですけども、今のところ予測では3mの高さとしか書いてないんですけども、現地の建物、別に3m以上の建物もありますので、予測ではこうなっておりますけど、実際に解体工事を行うときはパネルが高いところまではいくということは聞いております。

○町田部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。ありがとうございました。

次に、日影について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 はい、わかりました。

それでは、評価書案 165 ページをお開きください。

日影でございます。

まず、現況調査でございます。調査事項につきましては、日影あるいは日影に対し特に配慮すべき施設、既存建築物の状況などを以下の表 7.3-1 に示すような 6 項目となっております。

次に、調査方法でございます。

日影の状況でございます。

166 ページをご覧ください。

天空写真の撮影地点でございます。No. 1～No. 3 でございます。不特定多数の人の利用や日影に配慮すべき施設などを対象としてございます。

167 ページをお開きください。

その他の調査事項につきましては、②～⑥に示すとおりでございます。

それでは、168 ページをご覧ください。

調査結果でございます。

日影の状況です。天空写真による調査の結果、現況の日影時間につきましては、冬至日において先ほどの No. 1 の地点、角筈公園前、こちらが約 5 時間 30 分、No. 2 の西新宿小学校前、こちらが約 6 時間 40 分、新宿中央公園前の No. 3 が約 5 時間 20 分となっております。これらの地点に日影を及ぼす要因としては、計画地内及び周辺の既存建物や街路樹等が要因となっております。

169 ページをご覧ください。

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況です。

171 ページをご覧ください。

計画地が黒い線で囲ってありますが、図の下のほうにあらうかと思えます。日影が生じる計画地の北寄りの地域、西から北、東側に位置する施設として、この計画地の西側には角筈公園、北西側に道路を挟んで西新宿小学校、北側に新宿中央公園などがございます。計画地

の北西側一帯には住宅街、戸建て住宅であったり集合住宅が広がっているような地域でございます。

それでは、174 ページをご覧ください。

既存建築物の状況でございます。計画地周辺地域における既存の超高層建築物、最高高さが80mの高さの建築物の状況についてはこの図に示すとおりでございます。計画地周辺地域における超高層建築物としては、計画地の北東側に隣接する⑤の新宿パークタワー、高さ約235m、南西側に隣接する⑧のNTT東日本新宿本社ビル、高さ約127m、あと⑨の東京オペラシティタワー、これが高さ約234mとなっておりまして、計画地の北東側には①のこの庁舎でございますが、第二本庁舎、高さが約163mとなっております。

それでは、176 ページをご覧ください。

法令による基準でございます。こちらの四角で囲った計画地の北東側一帯、あるいは幹線道路沿道地域を除きまして、ピンク色の地域、それを除きまして、計画地の周辺地域につきましては日影規制の対象地域となっております。

177 ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、予測でございます。予測事項は、以下に示す項目となっております。

予測の地域及び予測の地点でございます。

まず、①冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度につきましては、予測地域は冬至日における8時～16時(真太陽時)の時間帯において、計画建物により日影が生じる地域としております。

次に、②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設などにおける日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度でございますが、予測地点は現況調査の調査地点と同じNo.1～No.3の3地点でございます。

予測方法でございます。

①につきましては、計画建物による冬至日の8時～16時の時刻別日影図並びに等時間日影図をコンピュータにより計算し、作図する方法としております。

先ほどの②ですけれども、現況の天空写真に計画建築物などの射影を合成し、これに冬至、夏至、春・秋分の日の太陽軌道を記入する方法としてございます。

次に、178 ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、予測結果でございます。こちらのほうは、評価とあわせて御説明

をさせていただきます。

それでは、189 ページをご覧ください。

環境保全のための措置でございます。

工事の完了後です。予測に反映した措置といたしまして、計画建築物は周辺への日影の影響を低減させるため、敷地境界からセットバックした配置とする。高層棟を2つに分棟して建築物の高さを抑え、計画地の中央側及び南側に寄せた配置とする。高層棟（北棟）は北側の住宅地、学校に対して建築物の短辺側が向くように角度をつけて配置し、日影による影響の低減に努めるとしてございます。

次に、評価でございます。

評価の指標ですが、「日影規制等」と書いておりますが、申し訳ございません、この「等」を削除してください。日影規制だけでございますので、この「等」を削除してください。大変申し訳ございません。

次に、評価の結果でございます。

こちらにつきまして、まず185 ページにお戻りください。

主要な地点、No. 1～No. 3における計画建築物による冬至日の日影時間の変化でございます。No. 2の計画地北西側にある西新宿小学校の約1時間40分の減から、No. 3の計画地北側、西新宿中央公園前の約2時間増と予測しております。

次に、181 ページにさらにお戻りください。

計画建築物による南棟による等時間日影図でございますが、計画建築物を敷地境界からセットバックした配置とするなどの措置を施すという環境保全の措置を施すことにより、冬至日に2.5時間以上の日影が生じる範囲は、東京都の日影規制の基準を満足しているという結果でございます。これにつきましては、次の182 ページの北棟あるいは183 ページ、この別棟の1、2による日影につきましても、それぞれ日影規制の基準を満足しているという結果でございます。したがって、本事業による冬至日における2.5時間以上の日影の生じる範囲は、評価の指標である日影規制に適合すると考察をしております。

評価書案の説明は以上でございます。

それでは、資料の5 ページにお戻りください。

5 ページ、都民の主な意見でございます。

南棟、北棟、別棟と個々に評価しているが、同じ再開発組合が行う一体の開発計画なので複合日影として評価する必要があるというものです。

これにつきましては、事業者のほうから見解が出ております。

本事業における建築基準法に基づく建物の確認申請は、北棟、南棟、別棟の各棟で提出するため、日影規制は各棟ごとに適用されることとなりますとしております。しかしながら、事業者としては、周辺地域への配慮として高度利用を行う南棟及び北棟の複合日影においても日影の規制を満足する計画としておりますという見解が出ております。

次に、関係区長の意見でございます。

新宿区長は、意見なしです。

渋谷区長につきましては、日影による周辺地域への影響について、周辺住民等に丁寧に説明してくださいというものでございます。

これにつきましても事業者から見解が出ております。

日影による周辺地域への影響につきましては、今後必要に応じて説明会などにおいて地域住民などに丁寧に説明を行ってまいりますという見解が出ております。

これらを踏まえまして、項目担当の義江委員に項目検討をしたところ、今回意見なしというふうにさせていただきます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、御担当の義江委員、何か補足することございましたらお願いいたします。

○義江委員 特に意見なしとさせていただきましたけど、一応、北棟と南棟の複合日影についても資料編のほうには記載がございました。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございました。

では、委員の皆様方から御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、御質問、御意見等がないようですので、日影につきましては「意見なし」といたします。ありがとうございました。

では、引き続きまして、風環境について事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、評価書案の203ページをお開きください。

その前に少しお願いがございまして、お手元に、評価書案と資料編の間に修正資料というこちらの紙が皆さんにお配りされていると思います。これにつきましては、風環境の風速比と風向、風環境において実際のシミュレーションをした結果の風速比と風向を示した図です

けれども、委員のほうから指摘がございまして、その御指摘を踏まえて修正をした資料でございます。しかしながら、修正内容につきましては今回の予測や評価に直接ランクが変わる、ランクが悪くなる、よくなるということも特にありませんので、これについて特に詳しい説明はいたしませんけれども、一応データの修正をさせていただいております。

以上でございます。

それでは、引き続き評価書案の説明をさせていただきます。

203 ページでございます。

風環境、現況調査でございます。調査事項につきましては、地域の風の影響に特に配慮すべき施設の状況、あるいは地形の状況など5項目となっております。

調査地域でございます。調査地域は、計画建築物最高高さの約2倍の範囲、計画建築物を中心に今回約500mの範囲としております。

調査方法でございます。

まず、上空風の状況です。204 ページをお開きください。

上空風の状況、現況ですけれども、既存資料調査として、計画地の東約6.6kmに位置する旧東京管区気象台における観測結果を整理・解析をさせていただきます。

205 ページをお開きください。地表付近の風の状況です。

206 ページにお進みください。

地表面付近の風の状況ですが、16方向について風洞実験により把握してございます。調査地点はこの図に示すとおりでございまして、計画地周辺の地域、計画地周辺の歩道あるいは街路など84地点及び敷地内23地点、計107地点を設定してございます。風洞実験の基準風速なんです、旧東京管区気象台の風速計設置高さである地上74.5mの風速とし、調査地点の測定高さは地上2.8m相当、模型では5mmとしてございます。

それでは、207 ページをご覧ください。調査結果でございます。

上空風の状況です。旧東京管区気象台における10年間（平成9年1月～平成18年12月）の日最大平均風速風配図は、下の図7.5-3に示すとおりです。日最大平均風速の風速階級別出現頻度は図7.5-4、下の図が示すとおりでございます。

下の図の風速1.0m/秒以上の風向別出現頻度は、年間では北北西が21.1%と卓越しており、次いで南西が14.3%、北が12.9%と順に高くなっております。季節別に見ると、冬に北北西の出現頻度が高く、春や夏に南の頻度が高くなる傾向があるとしております。風速10.0m/秒以上の風向別出現頻度は、北北西が最も多く、次いで南西、北西の順です。季節別に見ると、

冬に北北西の出現頻度が高く、春に南西の頻度が高くなるという傾向でございました。

208 ページをご覧ください。

風の影響に特に配慮すべき施設の状況です。

隣の 209 ページをご覧ください。

風の影響に特に配慮すべき施設のうち教育施設及び福祉施設としては、計画地の北西側に道路を挟んで隣接する西新宿小学校、西新宿子ども園、あるいは南側のパレット保育園・初台などがございます。

210 ページをご覧ください。

次に、風環境について考慮すべき建築物等の状況です。

隣の 211 ページをご覧ください。

この図にありますとおり、計画地周辺の幹線道路沿道には、甲州街道あるいは山手通り等の幹線道路沿道には中高層から超高層建築物が複数建っております。計画地周辺地域（計画建築物を中心に半径約 500m の範囲）における既存の超高層建築物につきましては、表 7.5-4 のとおりとなっております。

213 ページをご覧ください。予測でございます。

予測事項は、計画建築物等の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲の変化の程度としております。

予測地域及び予測地点でございます。予測地域は、現況調査の調査地域と同様です。予測地点は、計画地周辺地域の不特定多数の人が利用する歩道や街路等を対象として計画地周辺地域で 84 地点、敷地内 23 地点の合計 107 地点を設定しております。

予測方法でございます。

まず、風洞実験でございます。214 ページをご覧ください。

214 ページをご覧くださいと、風洞実験を用いた模型の写真ですが、縮尺が 1/550 でございます。計画建築物を中心に約 500m の地形、建築物などの状況を再現しております。

風洞実験における基準風速ですが、先ほどから申しますとおり、旧東京管区気象台の風速の観測高さ（地上約 74.5m）での風速とし、実験結果は基準風速に対する測定点（地上 2.8m 相当高さ）の風速比で整理する方法としております。

風洞実験は、現況及び工事の完了後（防風対策前）と、植栽などによる防風対策の効果を確認するための工事完了後（防風対策後）の 3 ケースとし、各ケースについて 16 風向、48 ケースについての予測を行っております。

216 ページをご覧ください。

工事完了後の防風対策ですが、この図に示すとおりでございまして、防風植栽は高木で常緑樹、高さ 6m としてございます。

217 ページをご覧ください。

続きまして、風環境の評価方法です。

風環境の評価ですが、いわゆる村上式を用いております。この評価基準では、日最大瞬間風速が 10m/秒、15m/秒、20m/秒を超える超過頻度を求め、ランク 1～3 で評価をするというものです。ランク 3 の超過頻度を超える風環境については、ランク外としてございます。

218 ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、予測結果でございます。こちら評価とあわせて御説明をさせていただきます。

それでは、235 ページをお開きください。

環境保全のための措置でございます。

まず、工事の完了後、予測に反映した措置でございますが、計画建築物による風環境の変化を緩和するため、計画地外周部の歩道状空地などに高さ 6m の防風植栽(常緑樹)を配置し、風環境への影響の低減を図る。また、計画建築物のひさしや大屋根、低層建物屋上の防風壁設置等の対策を施すとしてございます。

次に、予測に反映しなかった措置です。主なものですが、防風植栽は早期に効果があらわれるよう、できる限り工事の早い段階で十分に成長した高木を植栽する。また、防風植栽は、防風植栽としての効果が維持されるように適切な維持管理を行う。また、管理者が変わる場合には適切な管理方法などの継承に努めるなどとしてございます。

評価でございます。

評価の指標です。評価の指標は、村上式を用いた風環境の評価尺度とし、「計画地及び周辺の風環境に著しい影響を与えないこと」としてございます。

評価の結果でございます。219 ページをご覧ください。

219 ページ、まず現況における風環境の状況でございます。

現況の風環境ですが、測定点、全部で 67 地点に対して、ランク 1 が 41 地点で最も多く、その次、ランク 2 が 11 地点、ランク 3 が 9 地点、ランク外が 6 地点と現況ではなっております。

それでは、220 ページをご覧ください。

今回は、現況から工事の完了後（防風対策前）における変化の程度でございます。こちら、工事の完了後の防風対策前の風環境ですが、測定点 107 地点に対して、ランク 1 が 37 地点、ランク 2 が 39 地点、これが最も多くなっております。ランク 3 が 17 地点、ランク外が 14 地点となっております。

続きまして、221 ページをご覧ください。

今回は、現況から工事の完了後、しかも防風対策後における変化の程度でございます。こちらの風環境は、測定点 107 地点に対して、ランク 1 が最も多く 52 地点、ランク 2 が 48 地点、ランク 3 が 7 地点、ランク外がゼロとなっております。

これらを通して見ますと、現況から工事の完了後における風環境の変化を見ると、計画建築物の建設後にランクが 1 段階増加した地点は 11 地点となっております。2 段階以上増加した地点はゼロとなっております。一方、防風対策をしたことにより 1 段階ランクが減少した地点は 10 地点、さらに 2 段階減少した地点は 4 地点となっております。

それでは、また 235 ページにお進みください。

結論ですが、計画建築物建設後における風環境ですが、計画地及び周辺に風環境の変化は生じるものの、おおむねランク 1～ランク 2 の風環境を維持することができており、現状でランク 3 以上の地点においては、現状のランクを悪化させることはないと予測してございます。したがって、適切な防風対策を行うことにより、本事業に係る風環境については、評価の指標である「計画地及び周辺の風環境に著しい影響を与えないこと」に適合するものと考察してございます。

以上が評価書案の説明でございます。

それでは、資料の 7 ページにお進みください。

都民の主な意見でございます。読み上げます。

「予測」という言葉が使われているが、内容は風洞実験での測定で、測定結果から予測を導く過程がなく、測定＝予測としている。風洞実験の測定が正しいことの証明として、観測による現況調査との比較が必要であるとしています。

2 つ目、縮尺 1/550 の模型を使った風洞実験だが、風速のほうはそのままの値が使われている。相似則、レイノルズ数の議論をしない風洞実験は信頼性がない。

3 つ目、敷地内の防風対策で、敷地から離れた地点 48 と 61 とがランク外からランク内になったことが信じられない。どのような説明が可能なのか。

4 つ目、旧東京管区気象台の観測データから日最大瞬間風速の出現頻度を求める計算プロ

セスがフォローできない。この計算プロセスが最も重要なプロセスなので、丁寧な説明を求めるといふものでございます。

次に、関係区長の意見でございます。

新宿区長です。

ビル風の発生など、風環境については計画段階において十分な予測調査を行うとともに、工事の完了後の風環境の変化への対応についても万全を期されたいとしております。

渋谷区長からは、意見なしでございます。

以上を踏まえまして、項目担当の義江委員に項目検討をお願いしたところ、意見ありとさせていただきます。

それでは、資料の8ページをご覧ください。

意見でございます。読み上げます。

環境保全のための措置として、防風植栽、大屋根、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地内には不特定多数の人が利用する歩行者デッキや防災機能を備えた広場が整備される点にも留意し、良好な風環境を確実に確保するよう努めることとしております。

意見の取り扱いについての事務局案として、指摘の趣旨を答申案に入れるでございます。

説明は以上でございます。

○町田部会長 説明ありがとうございました。

それでは、御担当の義江委員、何か補足することございますでしょうか。

○義江委員 都民からの意見ですけれども、この別紙1に書かれているほかにもたくさん御指摘をいただいているんですが、それに対して事業者の見解書の中で適切な説明がなされているというふうに私は判断いたしております。

その御意見の多くが、風洞実験に基づく予測評価というものが信用できないということなんですけれども、これは過去に風洞実験と実測結果との比較検証ということが随分行われて、それに基づいて現在の建築物の風洞実験手法というのが確立されたと。その確立された手法に沿って行っているということですので、私は問題ないというふうに考えております。

ただし、この主な意見の最後の御意見、風速の出現頻度を求める計算プロセスがフォローできないというのは、これは確かに専門家じゃないとなかなかフォローできないんじゃないかなというふうに思いますので、この物件を含め、今後は資料編の中にもっと丁寧な説明を書いたほうが良いというふうに思います。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

今、都民の主な意見の最後のポチところ、計算プロセス云々とお話ありました。事務局、何か御意見ありますか。

○真田アセスメント担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。今後、より丁寧な説明をして、よりわかりやすくした図書とするために調整を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○町田部会長 それでは、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いをいたします。

谷川委員、お願いします。

○谷川委員 ちょっと細かくて申し訳ないんですけど、216 ページと眺望のほうの 249 ページの図があるんですけども、いわゆる防風対策をしたときの植樹の位置と景観で絵を下ろしたものが微妙に違っているんで、そのあたりはちゃんと整合を保つようにしておいていただけますでしょうか。どちらが本当なのかどうかということですね。植樹のほう、一重に、多分この眺望のほうは 216 ページの左上の部分だと思われまますので、そうするとちょっと木の並び方が微妙に違ってきていますので、そのあたりは同じ図書ですので、整合性を保つように見てください。

○町田部会長 ありがとうございます。

○真田アセスメント担当課長 まず 249 ページのほうですが、これが角筈地域センター付近ということで、この間、都民の意見を聴く会をしたところですけど、計画地の一番北東側になるんですが、その北東側から今回のビルのうち北棟を見たのが 249 ページでございます。一方、その防風植栽が記載された 216 ページをご覧くださいますと、北東側なので、この図の一番右上から見た方向になりますので、植栽の絵としては合っているというふうにこちらのほうは考えてございます。

○谷川委員 ちょっと私のほうが勘違いしていました。すみません。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見ないようですので、風環境につきましては指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行いま

す。事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料の9ページをご覧ください。

先日、西新宿三丁目の本案件につきまして都民の意見を聴く会がございましたので、それについて御説明をいたします。

まず、都民の意見を聴く会、公述人の方1名ございました。

内容でございます。

1番、事業計画。

防災性の向上のため、細街路の拡幅整備と歩行空間の確保、耐震性の高い建物の建設には賛成だが、容積率の緩和には過密化によるリスクが増大するため反対である。

2番、風環境でございます。

風洞実験の測定が正しいことの証明として、観測による現況調査との比較が必要である。

2つ目。評価書案の風洞実験の図では、風洞天井での流入気流の速度が最大になっているが、模型の影響を受けない上流の流入気流の速度分布は、風洞中心軸に対して対称となる。

3つ目。風洞実験では、風上の境界や初期条件が風洞設備により制限され調整が難しい。精度を出すため、数値シミュレーションをすべきである。

4つ目。風洞実験の風洞に関するデータ、実施年月日、担当者、資格を明示する必要がある。報告書は責任を持って作成してほしいというものです。

3番目、温室効果ガスにつきましてでございます。

事業者がいう高効率機器の使用に努め、省エネルギー化と温室効果ガス排出量の低減に努めるというエネルギー効率の改善だけでは、温室効果ガスの削減はできない。

2つ目。本計画によりエネルギーの消費量は現在より増えることは明らかであり、2030年までに30%削減と書かれている東京都長期ビジョンの観点からは、本計画は禁止となるようになってございます。

それでは、続きまして10ページをお開きください。

「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案につきましての(案)でございます。読み上げます。

第1 審議経過

本審議会では、平成30年9月27日に「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討

した。

その審議経過は付表のとおりである。

12 ページ、付表のほうに審議経過、実施状況、項目別検討の実施状況を記載させていただいてございます。

また 10 ページにお戻りいただきまして、第 2 の審議結果でございます。

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

まず、大気汚染。

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

騒音・振動につきましては、先ほど御説明した内容ですので省略をさせていただきます。

風環境についても、先ほど御説明した内容ですので省略をさせていただきます。

景観でございます。

代表的な眺望地点及び眺望の状況について、高層住宅棟以外にも計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画地内の計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価すること。

説明は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

資料 1-4、1-5 について事務局から説明がございました。何か御質問等ございましたらお願いをいたします。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 私は、担当が史跡・文化財ということなんですけれども、この評価書案で史跡・文化財が取り上げられていないんですけれども、35 ページの環境影響評価の項目というところで、新宿区の文化観光課と事前に協議を行う等、慎重に検討していただいて取り上げなくてもいいだろうということにさせていただいて、非常にこの説明をしていただくと私としても納得が十分にできる状況でございます。

ただ、先日、皆さんと御一緒に現地を拝見させていただきましたら、まだ比較的小規模な

建物が多くございまして、小規模ですと地下をいじっていないことが多いので、何か出てくる可能性がないわけではないので、新宿区の文化観光課の方とよく連絡をとって、見落としのないようにぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントございますか。

○真田アセスメント担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。

先ほどお話のありました 35 ページにあるとおり、開発規模が大きいことから、工事实施前に試掘調査の必要について関係機関と協議を行うとしてございます。試掘調査または工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等の法令に基づき関係機関との協議の上で適切な措置を講じるものとするというふうに評価書案のほうに書いておりますので、これをきちんと実施していただくよう事業者のほうには働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○町田部会長 どうぞ、事業者によろしく御指導をお願いいただければと思います。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

義江委員、どうぞ。

○義江委員 都民の意見を聴く会で、また風環境に対してたくさんの御意見が出たんですけども、私は速記録を全部読みましたけれども、大部分が誤解に基づく御意見だなというふうに思いました。

この資料 1-4 に書かれている風環境の 1 つ目は、先ほど申し上げたとおりです。

2 つ目は、「風洞天井で流入気流の速度が最大になっているが」って、これは実はなっていない、測っている範囲が床から 1m なんですけど、風洞の天井は 1.8m なので、風洞天井で速度が最大になっているんじゃなくて、風洞の高さの半分よりちょっと高いぐらいのところまで最大になっているわけで、これは全然不自然でもないし、上流の気流の風速分布が風洞中心軸に対して対称になるって言うんですけど、これは航空の実験は上流に何も置かずに実験をやりますので、天井と床、上下方向で風速分布、これは対称になるんですが、建築の風洞実験の場合には上流の床にラフネスブロックというのをずっと並べていって、さらにその奥にスパイアという三角錐みたいなものを置いて乱流境界層というのをつくるんですね。天井はつつるつつるで床はでこぼこですから、これは上下対称とならないのが当然ですね。

それから、3 つ目の精度を出すため数値シミュレーションをすべきであるって書いてあるんですけど、今実務で使われている数値シミュレーションというのは、 $k-\epsilon$ モデルに代表されるような Reynolds Averaged Navier-Stokes Equation モデルという乱流モデルが使われているんですけども、これには非常に大胆な仮定が入っておりますので、精度が高くないんですね。Large Eddy Simulation という数値シミュレーション方法を使えば相当精度が高くて、風洞実験ともかなりぴったり一致するような結果が出てくるんですけども、その Large Eddy Simulation では、スパコンを使っても何日も計算時間がかかると。こういった風環境の場合は、16 風向やって、建設前、建設後、対策後、全部で 48 ケースもやらないといけないということで、その Large Eddy Simulation をこういった実務に適用するというのは非常に困難であるということですね。

それから、最後の年月日とか担当者、資格を明示する必要があるということですけど、これは大もとの風洞実験報告書の一部を抜粋して環境影響評価書案に入れているわけでありまして、大もとの風洞実験報告書にはちゃんと表紙に日付とか実施者、まあ個人名までは書いてないと思いますけど、書かれているはずですし、あと資格とあって、特に風洞実験を行う資格というのは必要ないんですが、この実験を担当している人も風工学の研究で博士の学位を取った人がやっておりますので、大丈夫だというふうに思います。

以上です。

○町田部会長 御説明ありがとうございました。

都民の意見を聴く会、私、参加させていただいたんですが、公述人の方は航空機の翼型等の実験を過去にやられたようでございまして、若干建物と航空機等の考え方が違うようなところが散見されておりました。今、義江委員から風環境のこの公述人のコメントについて御説明いただきました。ありがとうございました。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告をいたします。

本日予定しました審議は全て終了しましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。委員の皆さんよろしいですか。

それでは、特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場していただければと思います。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 06 分閉会)